

小田原市公共建築設計業務委託共通仕様書

第1 適用

- 1 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、小田原市（以下「発注者」という。）が発注する建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。）の委託に適用する。

共通仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を適用する。

- 2 設計仕様書（次の(1)から(4)に掲げるものをいう。）は、相互に補完するものとする。ただし、設計仕様書の間には相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(4)の順序のとおりとする。

- (1) 質問回答書
- (2) 業務概要説明事項書
- (3) 特記仕様書
- (4) 共通仕様書

- 3 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、市担当者と協議するものとする。

第2 設計業務の内容及び範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

- 1 一般業務の内容は、平成21年国土交通省告示第15号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記仕様書による。
- 2 追加業務の内容及び範囲は、特記仕様書による。

第3 業務の実施

- 1 業務の着手

受注者は、契約締結後 14 日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため市担当者との打合せを開始することをいう。

- 2 設計方針の策定等

(1) 受注者は、業務を実施するに当たり、設計仕様書及び市担当者の指示を基に設計方針の策定（告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。）を行い、業務当初及び変更の都度、市担当者の承諾を得なければならない。

(2) 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。

(3) 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ市担当者の承諾を得なければならない。

3 適用基準等

(1) 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記仕様書による。

(2) 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ市担当者との協議し、承諾を得なければならない。

(3) 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

4 業務計画書

(1) 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、市担当者に提出しなければならない。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

ア 業務一般事項

業務概要、適用図書類

イ 業務計画工程表

発注者と十分な打合せを行ったうえで内容を定めなければならない。

ウ 業務体制

(ア) 組織図（照査体制(チェック体制)を含むものとする。)

(イ) 管理技術者の氏名及び業務経歴、資格の証明書の写し

(ウ) 担当技術者の氏名及び業務経歴、資格の証明書の写し

(エ) 作業スタッフの氏名及び業務経歴

(オ) 協力者（受注者が業務の一部を再委託する者をいう。）がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者の経歴

(カ) 照査技術者の氏名及び業務経歴、資格の証明書の写し

(キ) 緊急連絡体制

エ 業務方針（第3、2 設計方針の策定等に示すものをいう。)

オ 打合せ計画（設計仕様書に基づく、打合せ時期、議題、その他必要事項。)

カ 成果物の内容及び部数

キ その他（社内検査記録簿（照査報告書）等）

(3) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度市担当者に変更業務計画書を提出しなければならない。

(4) 市担当者が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

5 守秘義務

受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

6 管理技術者

- (1) 受注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
- (2) 管理技術者の資格要件は、特記仕様書による。
- (3) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (4) 管理技術者の権限は、契約書に規定する事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
- (5) 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

7 照査の実施及び照査技術者

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- (3) 照査技術者は、業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
- (4) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (5) 照査技術者は、発注者の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (6) 照査技術者は、照査実施毎に照査報告書を提出し、完了時に照査結果報告書を照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。

8 資料の貸与及び返却

- (1) 発注者は、本業務に必要な図面及びその他関連資料等（以下「貸与資料」という。）を受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与の必要がなくなった時点で直ちに発注者へ返却するものとする。
- (3) 受注者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受注者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

9 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければ

ばならない。

10 関係官公庁等への手続き等

- (1) 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
- (2) 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を市担当者に報告しなければならない。
- (3) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を市担当者に報告し、必要な協議を行うものとする。

11 打合せ及び記録

- (1) 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と市担当者は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 特記仕様書に定める時期において、管理技術者と市担当者は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

12 修補

- (1) 受注者は、市担当者から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
- (2) 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。

13 設計業務の成果物

- (1) 設計仕様書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ市担当者と協議し、承諾を得なければならない。
- (2) 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、市担当者と協議を行うものとする。
- (3) 受注者は、設計仕様書に規定がある場合又は市担当者が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。
- (4) 成果物及び提出部数は、特記仕様書による。

14 検査

- (1) 受注者は、設計業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに、次に掲げる書類をA4版ファイル長手左綴じしたものを1部、市担当者に提出しておかなければならない。なお、受注者は、提出物の控えとして同じものを1部、保管するものとする。

ア 業務実施工程表

イ 打合せ記録簿

ウ 社内検査記録簿（照査結果報告書）

エ 業務日報

オ その他必要と認めるもの

(3) 検査職員は、市担当者及び管理技術者の立会のうえ、設計仕様書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。

ア 設計業務成果物の検査

イ 設計業務履行状況の検査

15 瑕疵

受注者は、本業務完了後といえども、受注者の過失等に起因する不良な箇所が発見された場合には、速やかに発注者の必要と認める修正、その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

16 その他業務の履行に係る条件

その他業務の履行に係る条件は、特記仕様書による。